



スマホでお手続きの方へ



前面面に戻るときは **<** のボタンを押してください。

※ **X** や **完了** ボタンを押すと **ブラウザが閉じてしまいます**のでご注意ください。

修学旅行キャンセル保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。また、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

- 契約概要**・・・保険契約の内容を理解いただくための事項です。
- 注意喚起情報**・・・ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意ください事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要
注意喚起情報

(1) 商品のしくみ

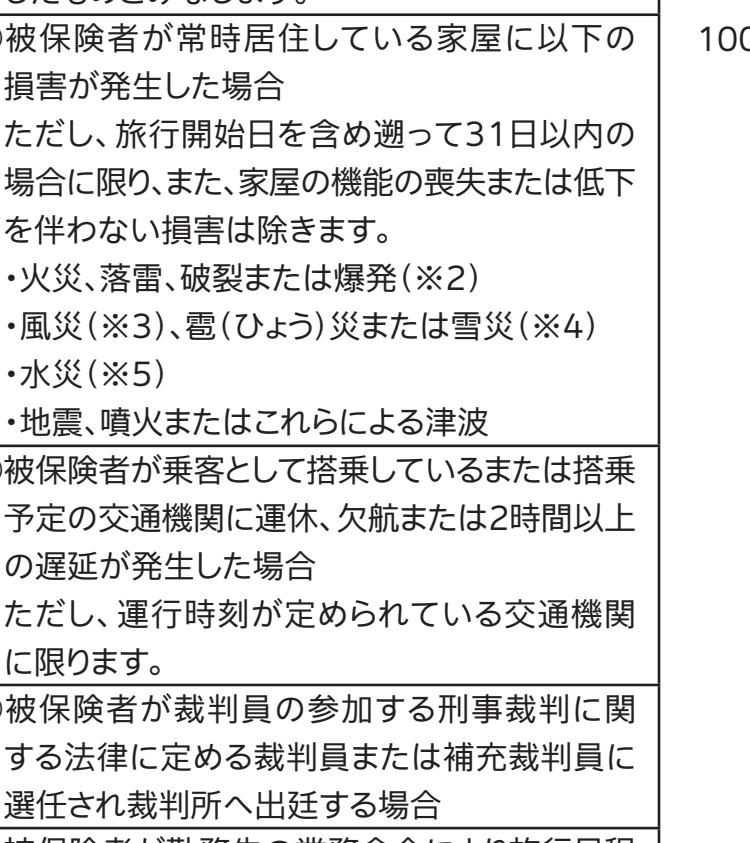
修学旅行キャンセル保険(※1)は、被保険者が突然の入院や通院などで修学旅行等(※2) (以下、修学旅行といいますが)に行くことができなくなった場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

なお、行くことができなくなった事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償内容「保険金をお支払いする主なキャンセル事由」/てん補割合をご覧ください。

(※1)修学旅行キャンセル保険は、費用の保険普通保険約款に Travelキャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

(※2)修学旅行キャンセル保険の補償対象は修学旅行のほか、林間学校、スキー教室、部活動の合宿など学校が主催する学校行事の国内旅行(宿泊を伴わないものを含みます)です。

修学旅行キャンセル保険



(2) 補償内容

被保険者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として修学旅行の全部または一部に行くことができなくなったことで、被保険者(契約者)がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額は以下のとおりです。

お支払いする保険金(※) = キャンセル料 × キャンセル事由に応じたてん補割合

(※) 保険金額を限度とします。なお、既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由	てん補割合
①被保険者が死亡した場合	100%
②被保険者の配偶者または親族が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限りです。	
③被保険者が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する場合	
④被保険者が旅行開始日またはその前日に通院した場合(※1) なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑤被保険者が7日以内に入院することに伴い看護または介護を行う場合	
⑥被保険者の配偶者または親族が旅行開始日またはその前日に通院したことに伴い看護または介護を行った場合 なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑦被保険者が常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害を除きます。 ・火災、落雷、破裂または爆発(※2) ・風災(※3)、雹(ひょう)災または雪災(※4) ・水災(※5) ・地震、噴火またはこれらによる津波	
⑧被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合 ただし、運行時刻が定められている交通機関に限りです。	
⑨被保険者が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合	
⑩被保険者が勤務先の業務命令により旅行日程内に日本国外への出張または国内の宿泊を伴う出張を余儀なくされた場合	
⑪気象庁による特別警報が発表された場合	
⑫被保険者が旅行開始日またはその前日に交通事故(※7)を起こした場合	
⑬被保険者が旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合	
⑭被保険者が道路交通法に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限りです。	
⑮被保険者に妊娠の事実が判明した場合 ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。	50%
⑯被保険者が飼っている犬または猫が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限りです。	
⑰被保険者が次に掲げる事由に該当する場合 ア. 指定感染症等(※8)にかかったことにより医師の判断で宿泊療養または自宅療養を余儀なくされたまたは入院(③)に該当する場合を除きます。)することになった場合 イ. 国、地方公共団体または医師が指定感染症等(※8)にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合 ウ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められた場合	30%
⑱被保険者が法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による法令に基づく外出自粛要請に従い、外出を自粛した場合	
⑲被保険者が旅行日程内に参加することを予定していたイベント(※9)が中止または延期となった場合	

(※1)通院 旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限りです。

(※2)破裂または爆発 気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※3)風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※4)雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※5)水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※6)・落石等をいいます。

(※6)土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※7)交通事故 車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限りです。

(※8)指定感染症等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症をいいます。

(※9)イベント 演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、予めチケットを購入しているものに限りです。

3 引受条件(保険金額など)について

この商品の引受条件は、保険契約申込時点の旅行代金(税込)で、契約内容確認記載の金額です。

(2)ご契約者・被保険者
ご契約者は修学旅行代金を負担する被保険者の保護者の方(18歳以上)、被保険者は修学旅行に行かれる生徒の方(18歳以下)となります。

4 保険料のお支払いについて

保険料は一括払で、クレジットカードにてお支払いいただけます。(クレジットカードはご契約者本人のカード(家族カードを含みます)に限りです。)

5 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、当社マイページからただちに当社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは普通保険約款・特約に定める書類等(キャンセル事由を証明する書類、キャンセル料およびキャンセル料の支払いを確認できる領収証、等)をご提出いただきます。
- この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

7 解約返れい金および解約のお手続き

この商品の解約返れい金は、解約のお申出日によって以下のとおりとなります。

<旅行開始日を含め遡って16日以前>
 保険料の全額を解約返れい金として返還します。
 ただし、保険金のお支払いがある場合は解約返れい金はありません。

<旅行開始日を含め遡って15日以降>
 解約返れい金はありません。

ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。

8 告知事項・通知事項

(1)告知事項
ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険に告知事項はありません。

(2)通知事項
 旅行先(都道府県)が変更となった場合は、保険契約はご継続いただけません。当社マイページより解約のお手続きをお願いします。

なお、修学旅行が延期となった場合については、旅行開始日および旅行終了日を変更することができますので、当社マイページよりお手続きを行ってください。(ただし、お申込日(補償期間の始期日)から1年を超える変更はできません。)

9 満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10 クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

11 補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

12 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

13 少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。

少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

- ① 保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。
(修学旅行キャンセル保険の保険期間は最長1年です。)
- ② 1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。
- ③ 契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

14 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1)少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

- ① 保険料の増額
- ② 保険金額の減額

(2)少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1. 個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの実施、当社の行う各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

- ① 当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ② 再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ③ 国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ④ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(<https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/>)をご覧ください。

2. 保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約(ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室
0120-82-1144
 <受付時間>
 平日9:00~12:00、13:00~17:00
 (土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

本保険はインターネットを経由しMysurance株式会社と締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。

取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っている場合と、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っている場合があります。(なお、媒介業務の場合は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。)詳しくは代理店の取扱方針等をご確認ください。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
<https://www.mysurance.co.jp>
 【お問合せフォーム】
<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/#/>

MysuranceはSCMPOグループの一員です。 MY21-001275